

平成20年2月13日

各都道府県保険者協議会 御中
医療保険者各位

保険者協議会中央連絡会

健診等機関団体名の略称等について

特定健康診査・特定保健指導の実施にかかる事務処理において使用する健診等機関団体名の略称等については、下記のとおり取り扱うことといたしますので、宜しくお取り計らいの程お願いいたします。

記

1. 特定健康診査・特定保健指導にかかる契約において、次の団体に実施委託する場合、「特定健診受診券」及び「特定保健指導利用券」の「契約とりまとめ機関名」欄等において略称を用いる場合は、次のとおりとする。

健診等機関団体名	略称
日本人間ドック学会/日本病院会	ド/日
全国労働衛生団体連合会	全
予防医学事業中央会	予
結核予防会	結
全日本病院協会	病
日本総合健診医学会	総

2. 保険者団体が上記6団体全てと集合契約を締結する場合の総称については、「(団体名)集合A」と記載する。

(例) 健康保険組合連合会が上記6団体と締結する集合契約において、契約に参加する健康保険組合が個別の団体を選択せずに、上記6団体全てを総称する場合は「健保連集合A」と記載する。

以上